

◆ 目次 ◆

- 1 「倉光総領事からのメッセージ」
- 2 「総領事館からのお知らせ」
- 3 「領事便り」
- 4 「広報・文化便り」
- 5 「日本関連行事等のお知らせ」
- 6 「ケベック州・大西洋4州政治経済情勢」

1 倉光総領事からのメッセージ

11月27日には、天皇誕生日祝賀レセプションを開催いたしました。当日は雨天にもかかわらず、多くのお客様にお出で頂きました。参加いただきました皆様にはこの場を借りて篤くお礼申し上げます。コデール市長やサン・ピエール国際関係・仏語圏大臣などの要人を含む330人も日本関係者が一堂に会する機会は、モンリオールでもそれほど頻繁にはないと思いますが、時あたかもパリにおける同時多発テロ事件の2週間後ということで、準備段階では、警備を中心にいろいろと気を遣いましたが、お陰様で無事、盛会に終えることができました。

本来、陛下のお誕生日は12月23日ですが、当地での祝賀レセプションは、寒さと降雪の影響をさけるために毎年早めに開催させていただいております。本年は暖冬の影響で市内にはまだ雪は積もっておりませんが、年末年始には寒波が到来するとの予報があるようですのでお気をつけ下さい。

皆様が健康で新しい年を迎えられますよう。また、来年もよろしく願いいたします。

在モンリオール日本国総領事
倉光 秀彰

2 総領事館からのお知らせ

(1) 12月、1月の休館日のお知らせ

- 12月23日(水) 天皇誕生日
- 12月24日(木) Christmas Eve
- 12月25日(金) Christmas Day
- 12月28日(月) Boxing Day
- 12月29日(火) 年末休暇
- 12月30日(水) 年末休暇
- 12月31日(木) 年末休暇
- 1月 1日(金) 元日
- 1月 4日(月) 年始休暇

3 領事便り

(1) カナダ政府の電子渡航認証(eTA)について(御注意ください。)

カナダ政府の発表によると、2016年3月15日以降、カナダに空路で入国する際は、事前に電子渡航認証

(Electronic Travel Authorization (eTA)) を申請することが必要になりました。

2015年8月1日以前に、就労または就学ビザの発給を受けて、カナダに滞在している方が、カナダ国外に出て、カナダに再入国するときには、このeTA手続きが必要になります。

また、これまでカナダでは、短期滞在（ビジター）で入国する日本人に対してビザは免除されていましたが、来年3月15日以降は、eTAの登録が必要になります。

eTAの申請には、オンラインで手続きが可能で、パスポートとクレジットカード、Eメールアドレスが必要となります。eTAの申請手数料は7カナダドルで、有効期間は最長5年間（またはパスポートの有効期限まで）です。カナダに陸路または海路で入国する場合は、eTAは不要です。

詳しくは、カナダ政府のホームページ（www.Canada.ca/eTA）を御参照ください。同ページからオンライン申請ができます。

また、カナダ移民局のホームページでは、eTAについて日本語の説明も掲載されていますので御参照ください（以下のリンク先）。

「カナダに空路で入国？」

<http://www.cic.gc.ca/ftp/eta/pdf/factsheet-feuilleinfo/japanese-high.pdf>

「電子渡航許可（eTA）申請要旨記入項目についてのご案内」

<http://www.cic.gc.ca/english/pdf/eta/japanese.pdf>

（3）カナダの滞在資格（ビザ）の更新について（注意喚起）

当地に、就労・就学等の滞在資格（ビザ）で滞在している方で、現在お持ちのカナダ滞在資格が切れた後も、引き続きカナダに滞在する予定の方は、滞在資格の有効期限前に、滞在資格の更新・変更等の申請手続きを行ってください。短期滞在（ビジター）の方も同様です。

カナダ移民局によると、滞在資格が切れる前に申請手続きをとっていれば、審査中に滞在資格の有効期限が切れてしまったとしても、審査結果が出るまでは「一時滞在者」として滞在資格が継続します。就学・就労の滞在資格の方は、引き続きカナダに在住している（カナダ国外に出ない）限りは、その活動を継続できます。

何らかの理由で、滞在資格の有効期限前に更新または変更の申請ができなかった場合、カナダ移民局は、その救済措置として、有効期限後90日以内の場合に限って、滞在資格の回復の申請を受け付けており、その審査期間はカナダ滞在を容認しています。但し、同局の審査結果が発給拒否になった場合、カナダを出国しなければなりません。また、滞在資格が切れて90日を過ぎると、直ちにカナダを出国しなければなりません。場合によっては、国外退去措置が適用され、将来のカナダ再入国に制限が課されることもあります。これは、滞在資格が切れる前に申請手続きを行ったものの、カナダ移民局から通知が届かないまま有効期限から90日が過ぎてしまった場合も同様ですので、御注意ください。申請後に一定期間が過ぎても、カナダ移民局からの通知がない場合は、90日間の救済期間のうちに、カナダ移民局に照会・確認を行うようにしてください。

カナダ移民局ホームページ <http://www.cic.gc.ca/>（仏語・英語）

（4）永住者カードの更新について（注意喚起）

カナダ政府によると、カナダの永住権をお持ちの方が、国外からカナダに、航空機、船、列車、バス等で再入国される場合、有効な永住者カード（Permanent Resident Card（PRカード））が必要です。万が一、国外でPRカードを紛失した場合、カナダ再入国前に、滞在国のカナダ大使館等で、永住者用渡航文書（PRTD：Permanent Resident Travel Document：カナダ永住権があることを証明する書類）を取得する必要があります。詳しくは、以下のカナダ移民局のホームページを御参照ください。

カナダにおける永住権をお持ちの方で、有効なPRカードをお持ちでなく、カナダ国外に出て、カナダに再入国する予定のある方は、速やかにPRカードの更新手続きを行ってください。

また、当館領事窓口では、パスポート・ビザ・証明書の発行及び戸籍の届出受付のために来館された方について、カナダにおける有効な滞在資格証明書を提示していただいております。カナダの永住権をお持ちの方には、PRカードの提示をお願いしています。当館に各種申請を予定されている方で、PRカードの有効期限が切れてしまった方は、PRカードの更新手続きを実施してください。

「カナダ国外でPRカードをなくしたら」(カナダ移民局ホームページ)

<http://www.cic.gc.ca/francais/centre-aide/reponse.asp?q=064&t=10> (仏語)

<http://www.cic.gc.ca/english/helpcentre/answer.asp?q=064&t=10> (英語)

(5) ケベック市領事出張サービスの御案内

当館では、来年1月に、ケベック州ケベック市(Ste-Foy)で領事出張サービスを実施いたします。(ケベックー日本友好協会新年会の会場の一部をお借りして実施いたします。)

パスポート(旅券)や各種証明書の受領、戸籍関連書類の届出、在外選挙登録、その他領事相談等がございましたら、是非この機会を御利用ください。(申込締切2016年1月5日(火))。

ケベック領事出張サービスの日時、会場は以下のとおりです。本サービスは、予約制となっておりますので、御利用を希望される方はあらかじめ当館領事班まで御連絡ください。

領事出張サービスの詳細は当館ホームページを御覧ください。

●日時： 2016年1月17日(日) 11時00分～16時00分

●場所： Universite Laval, Pavillon Alfonse Desjardins, le Grand Salon

住所： 2325, rue de l'Universite, Universite Laval,

Québec (Québec) G1V 0A6

ケベック領事出張サービス

http://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/jp/visa/oneday_QC.htm

領事出張サービスに関する御照会は、当館領事班(電話：514-866-3429(代)、E-mail：consul@mt.mofa.go.jp)までお問合せください。

(6) ハリファックス領事出張サービスの御案内

当館では、来年3月に、ノヴァ・スコシア州ハリファックスで領事出張サービスを実施いたします。

パスポートや各種証明書の受領、戸籍関連書類の届出、在外選挙登録、その他領事相談等がございましたら、是非この機会を御利用ください(申込締切2016年3月4日(金))。

ハリファックス領事出張サービスの日時、会場は以下のとおりです。本サービスは、予約制となっておりますので、御利用を希望される方はあらかじめ当館領事班まで御連絡ください。領事出張サービスの詳細は、当館ホームページを御覧ください。

●日時：2016年3月19日(土) 10時00分～15時00分

●場所： Halifax Central Library

(Windsor Foundation Room (4th Floor))

住所： 5440 Spring Garden Road, Halifax, NS, B3J 1E9

TEL： 902-490-5768

ハリファックス領事出張サービス

http://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/jp/visa/oneday_halifax.htm

領事出張サービスに関する御照会は、当館領事班(電話：514-866-3429(代)、E-mail：consul@mt.mofa.go.jp)までお問合せください。

(7) 安全対策：飲酒運転に関する注意喚起

日本では飲酒運転には懲役、罰金等の重い罰則が科されますが、カナダにおいても、日本同様に飲酒運転は禁止されており、連邦刑法に抵触する犯罪として処罰の対象となります。カナダ連邦警察は、飲酒運転による死傷者が毎年数千人発生していることから、飲酒運転への対策を優先事項と定めています。

お酒を飲んだ後は、絶対に車を運転しないでください。車で移動する必要がある場合には、タクシーの利用や事前に飲まない人（運転手）を決めておくなど計画してください。

食事内容、疲労度及び服用した医薬品などの影響で、アルコールの影響（酔い具合）は変化し、場合によっては、飲酒運転と判断されることがあります。

また、医薬品を服用した後の運転も危険な状態に陥ることがあります。医療機関より処方された医薬品であったとしても、検査の結果、薬物による酩酊時の運転として罰せられることもありますので、御注意ください。カナダ連邦警察は、公式ホームページにて自動車運転者への飲酒に関する注意喚起を行っていますので、参考にしてください。

また、各州法により独自の制限と違反した場合の罰則が規定されています。詳しくは各州の運転免許担当省庁に御確認ください。

(参考)

カナダ連邦警察公式ホームページ

<http://www.rcmp-grc.gc.ca/cycp-cpcj/id-cfa/index-eng.htm> (英語版)

<http://www.rcmp-grc.gc.ca/cycp-cpcj/id-cfa/index-fra.htm> (仏語版)

4 広報・文化便り

「日本関連行事等のお知らせ」に掲載する情報の募集

当館では、日本関連行事に関する情報を随時募集しております。皆様御自身が実施される日本関連行事のほか、知り合いの方についての情報を（emagazine@mt.mofa.go.jp）までお知らせください。メールマガジンやホームページに掲載させていただきます（毎月末までに原稿をいただければ翌月のメールマガジンに掲載することができます。ホームページへの掲載は随時行います。）。また、メールマガジンに掲載する「日本関連団体等の活動の紹介」の原稿も随時募集しております。

5 日本関連行事等のお知らせ

* 以下の日本関連行事は、必ずしも当館が共催、後援、保証している行事ではありません。また、同行事にて表明される意見等は日本国政府の公式見解とは異なる内容を含み得ます。行事詳細については、各主催団体へ直接お問い合わせください。

* 外部のサイトへのリンクは、あくまでも皆様への御参考情報です。外部のサイトに掲載されている内容や信頼性に関しましては、当館は一切責任を負いませんので御了承ください。

(1) 新着情報

ア Le Salon des metiers d' art de Montreal

当地在住の陶芸家、間由加里氏の作品も展示されます。

期間：12月10日（木）～20日（日）

月～土曜：11～21時、日曜：11～18時

場所：Place Bonaventure, Loft Stand 39A

800 rue de La Gauchetiere Ouest, Montreal

入場無料

詳細はこちらから御確認ください。

<https://www.metiersdart.ca/en/salon-metiers-art-montreal>

<http://www.togeipotteryhazama.com/>

イ 「The Yellow Door」折り紙ワークショップ

日時：2016年1月6日（水）14時

場所：425 Sherbrooke St. West, Montreal

ボランティア希望者連絡先：Almanto Lee ydgenerationsphotos@gmail.com または 514-295-0095

参加希望者連絡先：admin@yellowdoor.org または 514-845-2600 ext. 1

入場無料

詳細はこちらから御確認ください。<http://www.yellowdoor.org/>

ウ 第17回ケベックー日本友好協会新年会（ケベック市）

* 同会場で「出張領事サービス」が開催されます。

日時：2016年1月17日（日）11時～15時

場所：ラヴァル大学

Universite Laval

Pavillon Alphonse-Desjardins (Grand Salon)

2325 rue de l'Universite, Quebec

会費：（会場費＋昼食のお弁当代）* 当日現金のみ受付

大人（13歳以上）22ドル，7歳～12歳12ドル，6歳以下無料（昼食はご持参，または12ドルのお弁当をお申し込みください。）

申込締切日：2015年1月10日（先着100名で終了）

参加申込み及び問合せ先：ゴーバン雅美氏 masami@videotron.ca

* ボランティアで新年会のパフォーマンスをしてくださる方，当日お手伝いをしてくださる方を募集中です。また，キオスク（1テーブル使用料25ドル）を出店したい方もご連絡下さい。

エ 生け花インターナショナル1月例会

古流松藤会デモンストレーション及びワークショップが行なわれます。

日時：2016年1月26日（火）13時

場所：Mountainside United Church

687 Ave. Roslyn, Westmount

参加費：15ドル

連絡先：田中和子氏 514-260-2009

（2）既にお知らせしている情報

ア 「Le Japon」上映

日本の観光案内・紹介映画「Le Japon」の上映が行なわれます。

http://www.lesaventuriersvoyageurs.com/film_detail.php?id=91

イ 陶芸展「La terre et ses maitres ceramistes」（トロワ・リビエール市）

当地在住の間由香里氏による作品も展示されています。

期間：2016年2月7日（日）まで

場所 : Musee Quebecois de Culture Populaire, Trois- Rivieres

200 rue Laviolette, Trois-Rivieres

詳細はこちらから御確認ください。 <http://www.culturepop.qc.ca/>

6 ケベック州・大西洋4州政治経済情勢

最近のケベック州・大西洋4州における政治・社会動向について主要なものを御参考まで御紹介いたします。

(1) 政治

ア ケベック州

●3日～8日、モンリオール青年会議所が、青年会議所世界会議金沢大会に参加。来年の同会議はケベック市にて開催予定。

●4日、トルドー内閣閣僚名簿発表。ケベック州からは、トルドー首相（政府間問題担当、青少年担当を兼務）をはじめ、外相、家族・子ども・社会開発相、運輸相、国際開発相兼フランコフォニー担当相、カナダ遺産相、歳入相として入閣。

●15日、パリ連続テロ事件を受け、モンリオール市長主催大行進実施。ジョリー連邦カナダ遺産大臣、サン・ピエール州国際関係・仏語圏大臣、倉光総領事ほか参加。

●17日、クイヤール州首相は、複数の州閣僚による発言を打ち消す形で、シリア難民受入方針の堅持を表明

●QC州議会政党支持率世論調査では、ケベック自由党（35%）、ケベック党（32%）、ケベック未来連合（20%）、ケベック連帯党（10%）、緑の党（0%）の順。

●QC州独立に関する世論調査では、独立支持が39%、不支持が61%。

イ 大西洋州

●4日、トルドー内閣閣僚名簿発表。大西洋州からは、農業・農産食料相（プリンスエドワードアイランド州）、行財政管理調整委員会委員長（ノバスコシア州）、下院政府総務（ニューブランズウィック州）、公共事業・調達相（ニューファンドランド・ラブラドール州）として入閣。

●30日、ニューファンドランド・ラブラドール州総選挙実施。12年振りの政権交代で、40議席中31議席を自由党が占めた。これで大西洋州は全て自由党政権に。

(2) 経済

ア ケベック州

●15日～21日、一般社団法人・練馬アニメーションがJETRO地域間交流支援（RIT）事業によりモンリオール来訪。ケベックの関連企業と意見交換を実施。

●16日、モンリオール世界ゲーム・サミット（MIGS）開幕。ケベック州政府は、州内に登記し、かつ本拠をおくゲーム・スタジオに対して1,500万加ドルの資金支援を行う用意がある旨表明。

●19日、ボンバルディア社は、ケベック州投資信託銀行（CDP）との間で契約を締結し、CDPがBT Holdcoに対して15億加ドルに上る投資を行い、同社の30%の普通株式に転換可能な株式を取得することになる旨発表。

●24日、韓国・ケベック州社会保障合意に署名。

イ 大西洋州

●5日、Nalcor Energy社はNL州沿岸の石油埋蔵の可能性を有する地区における海底探査の結果、前向きな結果を得られる可能性が高い旨公表。

●9日、PEI州及びNS州のニシン漁業者が、MSC（海洋管理協議会）の持続可能な漁業に関する認証取得。PEI漁業組合は欧州市場での評価上昇が期待される旨述べた。

[在モンリオール総領事館メールマガジン]

○このメールマガジンは送信専用アドレスから送信されています。本メールあてに直接返信なさないようお願いいたします。本メールマガジンに関する御意見・御要望は以下のメールアドレスあてに送信してください。

emagazine@mt.mofa.go.jp

○配信中止・配信先変更を希望される方は、「配信中止（又は登録解除）」、「配信先変更」を希望する旨明記の上、emagazine@mt.mofa.go.jp まで御連絡願います。登録完了後に確認のメールが届きます。

ただし、在モンリオール総領事館ホームページ内の読者登録ページから登録を行った方は、同ページ内の、「利用者情報の変更／削除」から同様の手続きが行えますので、そちらを御利用ください。

○バックナンバーの閲覧は、以下のホームページからお願いいたします。

<http://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/>

○参考ホームページ

首相官邸ホームページ（www.kantei.go.jp）

外務省ホームページ（www.mofa.go.jp/mofaj/）

在カナダ大使館ホームページ（www.ca.emb-japan.go.jp）

当館ホームページ（www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/）

当館 Facebook（www.facebook.com/JapanConsMontreal）

○発行：在モンリオール日本国総領事館

（Consulate General of Japan in Montreal）

1 Place Ville Marie, Suite 3333,

Montreal, Quebec, H3B 3N2, Canada)

○本メールマガジンからの転載を希望する場合は総領事館メールマガジン担当

（emagazine@mt.mofa.go.jp）まで御相談ください。

■-----■